



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032

東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST

TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

## “Think Different” – 税制を変えていくには

早いもので今年もあと 2 ヶ月。そろそろ来年度の税制改正の議論がスタートするようです。税制改正という、庶民の手の届かない所で政府の偉い人たちが勝手に決めてしまっている、というイメージをお持ちの方も多いのではないのでしょうか。実際は政府税制調査会が中心となり、各省庁、各種業界・団体からの要望に耳を傾け、調整しつつ具体的な税制改正案を作成していきます。ここで個人や企業の出る幕が無いわけではありません。各省庁等は HP で広く民間からの要望を募集しているので、自分の要望に関連する各省庁等に電子メール、郵送等で意見を送付することができます。

例えば、投資をしている人が金融税制に対して物申したいことがあれば金融庁に、教育費の負担が少しでも軽くなる税制を希望するならば文部科学省に、暮らしや住まいに関する税制の整備のことなら国土交通省に提出します。これは！という意見に対してはヒアリングが実施されることもあります。各省庁等はこれらを取りまとめて政府に提出します。

こうして集まった平成 24 年度税制改正要望の主要な項目には、自動車重量税 / 取得税の廃止、配偶者控除制度の見直し、住宅取得資金贈与の非課税枠の拡大、寄付金控除の年末調整対象化（現状は確定申告による控除のみ）などがあります。もちろん全ての要望が通るわけではありませんし、今年は特に復興財源を補うための増税は必至となっており、見通しは極めて不透明です。しかしながら声を上げ続けることは重要です。最早政府任せにしている場合でないことは皆さんお気づきでしょう。

“Think different” - これは「人と違う考え方をしよう」という意味ではなく、既成概念や常識を疑い、現状や世の中をより良く変えていこうとする理念とそれに基づく行動のことだと思っています。

「自分が世界を変えられると本気で信じている人たちこそが、本当に世界を変えているのだから」

## 消費税の個別対応方式にご注意を

以前の SU レターでもご紹介した通り、課税売上高が 5 億円を超える事業者は 95% ルールの適用対象外となります。今回は個別対応方式を選択する際のいくつかの疑問点をご紹介します。

- ① 企業が課税売上以外の非課税売上高が預金利息しかないという場合に、預金利息に対する直接的な課税仕入れがないため、今までどおり全ての課税仕入れを税額控除することができると思われるかもしれませんが、これはできません。間接部門などで発生する経費等は課税・非課税に共通して要する経費となりますのでご注意ください。ただし、販管費だからと言って全てが共通対応になるということではなく、例えば営業マンが課税商品の売上先を接待したことによる交際費は「課税売上にのみ要するもの」ということとなります。一方役員が同じ取引先を接待したとしても役員の性質上管理部門としての支出と同様「共通対応」と考えられます。
- ② 課税売上となる製品の開発のため研究を行った場合、基礎研究、応用研究、工業化研究などがありますが、基礎研究に係る課税仕入れはどのように扱うのか、疑問のあるところのようです。基礎研究は製品化につながることもあれば、全く失敗に終わり次につながる結果が出ない場合もあります。このような場合の基礎研究に係る課税仕入れは直接的に課税売上に直結しないように見られるかもしれませんが、そもそも課税製品を作っている企業であれば課税売上を上げるために基礎研究を行っているのであるから、「何のための課税仕入れか？」との基本的な観点から検討しますと「課税売上にのみ要するもの」ということとなります。
- ③ 課税商品・製品のみを販売している企業において、会計上「売上原価」「製造原価」に計上される課税仕入れについては、「課税売上にのみ要する費用」と考えられます。